

## 環境と経済の統合の観点から見た環境政策の状況

			個別計画・施策の状況	環境基本法の位置づけ	環境基本計画の規定
1	戦略の提示・ 実施 / 評価	現状の分析・ 課題の抽出	データ収集 ・大気水質のモニタリング ・廃棄物排出量把握 ・緑の国勢調査 ・環境に優しい企業行動調査 など 分析 / 課題抽出は、個別の施策立案の中で個別 に実施	・調査の実施(28条) ・監視体制の整備(30 条) (環境白書総論)	第1部「環境の現状と環境政策の課 題」
		明確な目標の設定	達成すべき環境上の目標として設定(大気、水質 などに係る環境基準、排出量など) ・NOx総量削減計画 ・閉鎖性水域の総量削減計画 ・地球温暖化対策推進大綱 活動の量的目標として設定 ・資源効率性、など循環計画の目標 ・バイオマスニッポン総合戦略での各種目標	環境基準(16条)	(設定なし)
		目標達成のための具 体的道筋の提示	各計画の中で規定 バイオマスニッポン総合戦略では収集、運搬、生 産に分けて取組を提示	基本計画(15条)	第3部「各種環境保全施策の具体的展 開」 11の「戦略的プログラム」を設定
		評価	環境基本計画/環境配慮指針に基づく点検 政策評価プロセス 地球温暖化対策推進大綱の進捗状況点検 生物多様性国家戦略の実施状況点検 など	・環境白書(年次報告 書)12条	第4部「計画の効果的実施」で点検を 規定
1-1	環境観点から の経済構造 の变革	エコビジネス、静脈産 業の振興	エコビジネス予測実施 環境と経済活動に関する懇談会報告書を受け、 中環審でビジョン策定中 エコツーリズムの推進について推進会議を設置	(規定なし)	戦略的プログラム「環境投資の促進」 の中で、民間部門による環境投資促進 を位置づけ

2	公平で明確なルール設定	規制措置	大気/水質、自然公園など汚染規制、自然破壊規制 廃棄物/リサイクル、温室効果ガス排出、自然管理など、より幅広い視点からの規制措置が導入	・環境保全上の支障を防止するための規制(21条)	第2部「21世紀初頭における環境政策の展開の方向」の中であらゆる政策手段の活用と適切な組み合わせとして直接規制的手法、枠組規制的手法として位置づけ
		費用負担のルール	公害防止事業汚染者負担法に基づく費用負担 個別には訴訟により決せられるケースが多い。 拡大生産者責任につき議論	・原因者負担(37条) ・受益者負担(38条)	・環境政策の指針となる考え方として汚染者負担の原則を位置づけ ・循環社会実現のための政策手法の考え方として、排出者責任、拡大生産者責任を規定
		手続きの整備	環境影響評価法などに基づくアセスメントの実施 規制手続きなどは行政手続法に基づき実施	・環境影響評価の推進(20条)	基盤的施策として環境影響評価等を明示
		国際ルール/スタンダード作り	地球温暖化、生物多様性など地球環境問題に関する国際条約作りに参画 経済のグローバル化に伴う環境に関わるルール作りは課題	・地球環境保全に関する国際協力、監視観測における連携(32条)	地球温暖化などについて国際条約・約束作りへの貢献を規定
3	市場メカニズム/インセンティブを活用した手法の導入	税、排出量取引などの経済的手法の活用	温暖化対策税について議論 産業廃棄物税など地方自治体で導入 排出量取引についてはモデル的に試行 RPS制度導入	・環境保全上の支障を防止するための経済的措置(22条第2項)	あらゆる政策手段の活用と適切な組み合わせとして、経済的手法を位置づけ
		環境によい行動への優遇措置	法人税、自動車税等の優遇措置 政策投資銀行などによる低利融資 環境に取り組む者への手続きの合理化	・環境保全上の支障を防止するための経済的措置(22条第1項)	あらゆる政策手段の活用と適切な組み合わせとして、経済的手法の一部として位置づけ
		環境の経済的評価の試み	公共事業の評価において環境価値評価を試行的に実施	・環境に影響のある施策への環境配慮(19条)	(規定なし)
		環境に関わる情報の共有	環境報告書の普及支援 エコマーク制度 グリーン購入ネットワークの支援	(規定なし)	戦略的プログラム「社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組」の中で情報的手法として位置づけ

4	社会的責任を果たす経済主体の取組の支援	経営システムへの組み込み	ISO14001の普及 エコアクション21の普及支援 環境保全活動・環境教育推進法で企業の社員への環境教育推進を規定	(規定なし)	戦略的プログラム「社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組」の中で手続き的手法として環境管理システムを位置づけ
		社会貢献の推進	地域貢献など各企業が実施 環境保全活動・環境教育推進法で企業の自発的な取組、社員による貢献活動推進を規定	・民間団体等の自発的な活動を促進する措置(26条)	各主体の自主的積極的取組として列挙
		社会的アカウンタビリティ	環境報告書の普及支援 温暖化対策推進法、環境保全活動・環境教育推進法における情報開示規定 PRTR法による化学物質情報の公表	(規定なし)	戦略的プログラム「社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組」の中で情報的手法として位置づけ
5	基盤の整備	科学技術振興	総合科学技術会議分野別推進戦略で政府系機関の研究で環境保全が重点領域に位置づけ 中環審答申(環境研究/環境技術開発の推進方策について) 技術開発推進税制(15年)	・科学技術の振興(30条)	基盤的施策として、「調査研究、監視観測等の充実、適正な技術の振興等」を位置づけ
		人材育成	環境保全活動環境教育推進法の制定により人作りを推進 環境で働ける人/職場作りが課題	・環境教育/学習の推進(25条)	戦略的プログラムとして「環境教育・環境学習の推進」のための施策を位置づけ
		地域作り	地域の環境計画作りへの支援 環境と経済の好循環を生み出すまちづくりのためのモデル事業	・地方公共団体の施策(36条)	戦略的プログラムとして「地域作りにおける取組の推進」のための施策を位置づけ